

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき、NPE又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でNPEが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定めた件

○厚生労働省、経済産業省、環境省告示第七号（令和六年十月一日）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百十号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十七条第一項の規定に基づき、NPE又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でNPEが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定め、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

NPE又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定めるが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事

第1 NPE（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第2条第24号に規定する化学物質をいう。以下同じ。）又はNPEが使用されている製品であること及びNPEが化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第3項に規定する第二種特定化学物質であること。

第2 NPEの含有率

第3 注意事項

1 NPE（NPEが使用されている製品にあっては、当該製品に含有されているNPE）が、自然的作用による化学的変化を生じやすいものであり、かつ、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質が継続的に摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあることに留意し、使用量とその効果を考慮して使用の合理化に努めること。

2 容器、貯蔵タンク等から漏出がないかを定期的に点検すること。

3 取扱作業は、流出させないように留意して行うこと。

4 排水、廃液及び汚泥等は、関係法令に基づき適正に処理すること。

第4 第1から第3までの事項を表示する者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所